

西宮市立中央病院図書室管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 委員会は、教育研修病院に適合した図書室の整備および図書等の有効活用について調査、研究することを目的とする。

(設置)

第2条 西宮市立中央病院に図書室管理委員会（以下「委員会」ざという。）を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、医師3名、看護部1名、医療技術部1名、薬剤部1名、総務課長、総務課2名をもって構成し、病院長が選任する。

(協議事項)

第4条 委員会は、つぎに定める事項について協議する。

- (1) 図書室の整備方針および将来における管理運営構想に関する事項
- (2) 図書の購入、貸出し等図書の管理に関する事項
- (3) その他図書室の充実に資する調査研究に関する事項

(会議の運営)

第5条 委員会に委員長をおき、病院長が指名する医師がこれにあたる。

2 委員会は委員長が必要に応じ招集する。

3 委員長は委員会を掌る。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は総務課におく。

付 則

この要綱は、昭和59年5月15日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和62年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程20条による改正付則）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程21条による改正付則）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。